

## 特殊建設機械の情報提供に関する覚書

国土交通省総合政策局建設施工企画課長（以下「甲」という。）と全国コンクリートカッター工事業協同組合理事長（以下「乙」という。）は、災害時の初動対応及び災害発生に備えた平時の情報提供に関して、次のとおり定める。

### （目的）

第1条 この覚書は、大規模災害時に建設機械及びオペレータ（以下「建設機械等」とする。）の迅速な確保に資するべく、双方が情報を相互に提供し、第3者への公表について必要な事項を定め、もって被災個所の早期復旧に資することを目的とする。

### （乙の提供する情報の扱い）

第2条 乙が甲の求めに応じて提供する建設機械等に関する情報について、甲は災害時の建設機械調達以外の目的で、当該情報を利用もしくは公表しないものとする。

### （甲の提供する情報の扱い）

第3条 甲は建設機械等の迅速な調達に必要な場合、乙に被災個所等の情報提供を行うものとする。

- 2 前項の情報の提供は、第5条に規定する「災害時建設機械調達支援システム」を利用して行うものとする。
- 3 乙は、前項により入手した情報を甲の承諾なしに他の目的に利用してはならない。

### （非常時の連絡体制）

- 第4条 甲、乙は、非常時における双方の連絡体制を確保するため連絡窓口を予め定めることとする。
- 2 災害発生時には、甲、乙相互に連絡をとり、可能な範囲で協力するものとする。
  - 3 甲、乙は災害時に円滑な連絡体制がとれるように平常時より努めるものとする。

(災害時建設機械調達支援システム)

第5条 甲、乙は災害発生時に建設機械等を迅速に確保するため、甲が用意する「災害時建設機械調達支援システム」(以下「システム」という)を利用し、円滑な情報共有に努めるものとする。

- 2 甲はシステムを用いて乙に対して第3条に規定する情報提供を行うほか、予め甲が認めた登録利用者に対して、建設機械の県別台数、当該建設機械の機種に係る乙の問い合わせ窓口について公表するものとする。
- 3 甲が乙に付与するシステム利用のためのID及びパスワードの管理は乙の責任において行うものとし、甲の承諾なしに乙の会員以外の第3者に対して漏らしてはならない。



(第3者への詳細な情報の提供について)

第6条 甲は復旧工事の発注者及びその請負業者より依頼があった場合は、その都度乙の承諾を得たうえで、協力が可能な建設機械及びオペレータについての詳細な情報を第三者へ提供出来るものとする。

附 則

- 1 本覚書に定めのない事項については、甲及び乙は協議の上定めるものとする。

以上覚書の証として、本書を2通作成し、甲、乙が各自その1通を保有するものとする。

平成22年4月28日



甲 国土交通省 総合政策局 建設施工企画課

課長 渡辺 和 弘



乙 全国コンクリートカッター工事業協同組合

理事長 山下哲男

